

ホクギンジョイフルカード カード規定

1. カードの発行

ホクギンジョイフルカードローンカード（以下「カード」という。）は、ホクギンジョイフルカード・カードローン契約書（以下「ローン契約書」という。）にもとづき当行が発行するものとします。

2. カードの利用

カードは次の場合に利用することができます。

- (1) 当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という）の現金自動支払機（現金自動預入引出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して当座貸越専用口座から当座貸越金を借入れる（以下「借入れ」という。）場合。
- (2) 当行または一部提携先の現金自動預金機（現金自動預入引出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して借入金の約定返済および随時返済（以下「返済」という。）を行う場合。
- (3) 当行本支店の窓口で借入金の返済を行う場合。

3. 支払機による借入れ

- (1) 支払機を使用して借入れを行うときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。
- (2) 支払機による借入れは、支払機の機種により当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの借入れは、当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたり借入れは、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 支払機により借入れを行う場合、借入金額と後記5. の支払機利用手数料金額の合計額が当座貸越専用口座の借入れ可能な金額を超えるときは、借入れを行うことができません。

4. 預金機による返済

- (1) 預金機を使用して返済を行うときは、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により当行が定めた種類の紙幣に限ります。なお、返済できる金額は、借入残高の範囲内とします。また、1回あたりの返済は、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

5. 支払機利用手数料

- (1) 支払機を使用して借入れを行う場合には、当行および提携先所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 前項の支払機利用手数料は、借入れ時に当行所定の請求書なしで自動的に貸越金に組入れます。なお、提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

6. 当行窓口での返済

カードによる当行本支店の窓口での返済の際は、現金とともにカードを提出してください。

7. 支払機故障時の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより返済することができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより借入れを行うことができます。
- (3) 前項により取扱う場合には、当行所定の請求書に氏名、金額を記入のうえ、運転免許証等の顔写真付き本人確認資料をカードとともに提出してください。

8. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) カードを失ったとき、または氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、ただちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
- (3) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

9. 暗証照合等

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- (2) 支払機によりカードを確認し、操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ借入れを取扱った場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機により借入れした場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

10. 預金機・支払機の操作等

預金機・支払機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。

11. 解約等

- (1) カードローン契約を解約する場合には、カードを当店にただちに返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい、ただちにカードを当店に返却してください。

12. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、ローン契約書の各条項により取扱います。

以 上